

浜田市立岡見小学校いじめ防止基本方針

浜田市立岡見小学校

はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が学校教育目標「人権尊重を基盤として、これから時代を生き抜く、心優しく、たくましい岡見っ子の育成」の下、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるために「岡見小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめとは（いじめ防止対策法第2条より）

いじめとは、児童生徒に対して当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義にかかわらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

1 いじめ防止のための取組

（1）学校全体として

- 全教育活動を通して、いじめは絶対に許されないという土壤をつくる。
- いじめに関するアンケート調査を学期に1回、教育相談週間（6月、11月、2月）に併せて実施し、アンケート調査や教育相談の結果から児童の様子の変化などを教職員全体で共有する。
- いじめ問題に関する校内研修を行い、いじめについて教職員の理解といじめ防止に向かった実践力を深める。
- 校長が全校朝礼等においていじめ問題に関する講話をを行い、学校としていじめは絶対に許されないということと、いじめに気付いたときには、直ちに担任をはじめ回りの大人に知らせる大切さを児童に伝える。
- いじめ問題に関する児童会としての取組（学校教育目標の「人権尊重を基盤として、これから時代を生き抜く、心優しく、たくましい岡見っ子の育成」に向かった取組）を行う。
- いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。そのため、校舎内の一定の場所に相談ポストを設置する。また、このことを児童・保護者に周知する。
- 新型コロナウイルス感染症等に関する差別や偏見を防止するために、正しい情報（公的機関が提供する情報）を得ること、悪い情報ばかりに目を向けないこと、差別的な言動に同調しないことが大切であることを継続して指導する。

（2）児童に対して

- 児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として生活していること、支え合って生活していることが実感できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- いじめは決して許されないことという認識を児童がもつように、様々な活動の中で指導する。
- 見てみないふりをすることは、いじめをしていることにつながることや、いじめを見たら先生や友だちに知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせるることは決して悪いことではないことも併せて指導する。
- 分かる授業を行い、見通しをもち、学習を振り返る指導を行うことで、児童に基礎的な知識・技能の定着を図るとともに、学習に対する達成感・充実感を育てる。
- 思いやりの心や児童一人一人がかけがいのない存在であるといった命の大切さを道徳の時間や学級活動の指導を通して育む。

（3）教師に対して

- 児童一人一人が自分の居場所を感じることができるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。

- いじめは決して許さないという姿勢を教職員がもっていることを様々な活動を通して児童に示す。
- いじめの構造やいじめ問題の対処等、いじめ問題についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- 問題を抱え込まないで、管理職への報告や同僚への協力を求める意識をもつ。
- 児童が自己実現を図ることができるよう、児童主体の学び合う授業を日々行うことに努める。
- 児童一人一人の変化に気付く、鋭敏な感覚をもつように努める。
- 児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級活動の充実を図る。また、これらのことことが補充・深化・統合できるように、自然体験等の体験活動を充実させる。

(4) 保護者・地域に対して

- いじめ防止基本方針を保護者・地域に周知する。そして、いじめ問題の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校だより、PTA総会、地区懇談会、学校評議員会等で伝えて理解と協力をお願いする。
- 児童が発する変化のサインに気付いたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- 保護者等対象の研修会（人権・同和教育を含む）を開催し、互いに学び合う場をつくる。

(5) いじめ防止対策委員会

- 校務分掌に「いじめ防止委員会」を位置付ける。構成は、以下のとおりとする。
 - <校内構成員>校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、人権・同和教育主任、養護教諭担任、SC（スクールカウンセラー）
 - <校外構成員>SSW（スクールソーシャルワーカー）（必要に応じて加わる）、民生児童委員、学校評議員、PTA会長
- 役割として、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童・保護者へのいじめ防止の啓発等を行う。
- いじめの相談があった場合は、担任を加え、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等について協議して行う。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いを考慮しながら、本校の教職員が共有するようにする。
- 学校評価においては、毎年度の取組について、児童・保護者からのアンケート調査、教職員の自己評価を行うとともに、学校評議員の意見も反映させた改善策を講じ、その結果を公表する。

2 早期発見・早期対応の在り方

(1) 早期発見

- 児童の様子を、担任をはじめ多くの教職員で見守り、気付いたことを共有する場を設ける。
- 様子に変化が感じられる児童には、教師は積極的に声をかけ、児童に安心感をもたせる。
- アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩みの把握に努め、ともに解決していくこうとする姿勢を示して児童との信頼関係を深める。
- いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。
- いじめられている児童や保護者からの訴えは親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。
- いじめに関する相談を受けた教職員は、管理職に報告するとともに、いじめ防止対策委員会を通して校内で情報を共有するようにする。

(2) 発見したいじめへの対応

いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、校長のリーダーシップの下、「いじめ防止対策委員会」が中心となり、事実関係の把握、被害児童のケア、加害児童の指導など問題の解決を行う。

なお、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、浜田市教育委員会と連携を図り、浜田警察署と相談して対処する。また、児童の生命、身体、財産に重大な被害が生

じる恐れのあるときは直ちに警察に通報し、適切に援助を求める。

① いじめ問題対処の流れ（別途「いじめ対応マニュアル」参照）

② いじめ対応の留意点

- いじめを発見した場合は、被害児童の安全を確保するとともに、校長に報告する。
- 校長はいじめ防止対策委員会を開催し、適切な役割分担を行い、被害者のケア、加害児童等関係者の聞き取りを行い、その後の対応方針を決定する。
- 被害・加害児童ともに保護者に事実関係を伝え、保護者へ助言を行いながら家庭と連携を図り問題の解決に当たる。事実確認により判明した情報は適切に提供する。
- 校長は、必要があると認めたときは、いじめを行った児童についていじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるようにするための措置をとる。
- いじめ問題への対応は、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、主体的に対処できる児童の育成を目指したものとする。

③ 重大事態への対応

- いじめの事実を確認したときには、随時浜田市教育委員会へ報告をするが、重大事態発生時の対応については、浜田市教育委員会に指導・助言を求めて学校として組織的に動く。
- ここでいう重大事態とは、次の場合を指す。
 - ・ 児童が自殺を企図した場合
 - ・ 児童が身体に重大な障害を負った場合
 - ・ 児童が金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 児童に精神性の疾患が発生した場合
 - ・ 児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
 - ・ 児童や保護者から、いじめられて上記のような重大事態に至ったという申し出があった時
- 重大事態発生の場合は、浜田市教育委員会の指導・助言を受けて組織的に動くが、調査に当たっては、次の点に留意する。
 - ・ SSW, SC, 精神科医、弁護士等の専門知識を要する者の他、第三者からなる組織を設けて調査する。
 - ・ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校児童及び保護者に対してアンケート調査を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。
 - ・ いじめを受けた児童及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、事案の内容や重大性、いじめを受けた児童及びその保護者の意向、公表した場合の児童への影響等を総合的に勘案して、適切に判断する。公表を行う場合は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、公表の方針について説明する。

3 教育相談体制の確立

定期的な面談（教育相談）や各種調査を併せて行い、教職員が意識的に児童の様子に気を配り、教育相談に生かしていくことで、いじめの早期発見につながるようにする。

(1) 朝・帰りの会や授業中等の観察

- 授業中の取組の様子
- 健康観察のときの声や表情
- 休憩時間等における交友関係や動き

(2) 教育相談の実施

- 毎学期1回（6月、11月、2月）の教育相談週間の設定

(3) なかよしアンケート

- 每学期1回の教育相談週間に先立ち生活・心のアンケートを実施し、教育相談の参考資料とする。また、アンケート調査結果は全教職員で共有する。

(4) アンケートQ Uによる学級生活状況調査

- 年間2回実施（6月、10月）し、その結果を学級経営及び教育相談に生かす。

4 教員の資質向上に資する校内研修の充実

以下の校内研修を充実させていくことにより、教職員一人一人が 人権意識を高め、いじめ問題への対応力を身につけることができるようになる。また、授業力等を向上させていくことで、児童の自己実現を支えることができるようになる。

- いじめ問題についての研修
- 本校の学力向上策に沿った授業力向上のための研修
- アンケートQUを活用した事例研究
- 教職員の人権意識を高める研修

5 年間の取組計画

月	校内体制づくり	授業・集団づくり	保護者	早期発見・対応
4	・いじめ防止対策委員会開催 ・いじめ防止基本方針の確認 ・学習規律の確認	・学級スローガン ・学習の岡見スタイル確認	・いじめ防止基本方針説明（PTA総会） ・希望個人懇談による情報共有	・日々のふれあい ・児童についての情報共有 ・希望個人懇談による情報共有
5	・学級経営案の作成 ・授業力向上研修	・第1回児童総会		
6	・いじめ防止校内研修	・第1回人権集会	・児童の自律についての研修会 ・親子活動	・なかよしアンケート ・アンケートQU実施 ・教育相談週間
7	・取組評価アンケート ・QUを活用した研修	・学級スローガン反省 ・児童集会	・地区懇談会	・教育相談結果共有
8	・いじめ防止対策委員会開催 ・人権・同和教育研修（1回目）			
9	・QU結果等も踏まえた学級経営案反省及び修正	・運動会を活用した集団づくり（ふりかえり）		
10	・授業力向上研修 ・人権・同和教育研修（2回目）	・児童集会		・アンケートQU実施 ・なかよしアンケート
11	・授業力向上研修			・教育相談週間
12	・取組評価アンケート ・いじめ防止対策委員会開催 ・授業力向上研修	・第2回人権集会		
1	・経営案反省及び修正		・人権・同和教育授業公開及び学級懇談	・なかよしアンケート
2	・学校評価 ・授業力向上研修	・まとめの発表 ・第2回児童総会 ・学級スローガン反省		・教育相談週間
3	・いじめ防止対策委員会開催 ・本年度の取組評価		・本年度の取組評価結果の周知	

6 学校いじめ基本方針の評価

（1）いじめ防止対策委員会の開催

学期に1回（4月、8月、3月）いじめ防止対策委員会（校内構成委員）を開催し、基本方針についての確認・協議や取組評価アンケート結果に基づいた改善、年間の取組の評価及び次年度への改善について話し合う。

（2）P D C Aサイクルにしたがった取組評価アンケート

7月、12月に取組評価アンケートを実施し、その結果をいじめ防止対策委員会において分析・検討し、取組についての改善を図っていく。

令和6年度いじめ対応マニュアル

浜田市立岡見小学校

いじめの発見

生徒指導主任に報告、校内で情報を整理する

校長への報告

教育委員会

いじめ防止対策委員会（校内構成員）

校内構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、人権・同和教育主任、養護教諭担任、S C（必要に応じて）

指導・支援体制等の対応方針及び役割の決定
情報収集・・・教職員、児童、保護者、地域住民等

指導・助言

事実確認・安全確保・説明責任

役割分担にしたがった安全確保・情報収集・心のケア
迅速に・情報の一本化・窓口の一本化

被害児童

- ・安全の確保
- ・事実関係の聞き取り
- ・心のケア

加害児童

- ・事実関係の聞き取り（個別）
- ・事実関係の確認（全体）

周囲の児童

- ・事実関係の聞き取り
- ・アンケートの実施
- ・心のケア

いじめ防止対策委員会（校内・校外構成員）

（校外構成員：民生児童委員、学校評議員、P T A会長、
SSW（必要に応じて加わる）

- ・事実関係の確認
- ・情報の整理・記録
- ・今後の対応・指導方針の検討・決定

職員会議

- ・全教職員の共通理解
- ・指導方針の共有

対応（指導）・説明

被害児童・保護者

信頼できる人（親しい教員、家族・地域の人等）と連携し、寄り添い支える

- ・事実関係の説明
- ・対応方針の説明
- ・協力・連携

加害児童・保護者

自らの行為の責任を自覚させ、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む

- ・事実関係の説明
- ・指導方針の説明
- ・指導・協力・連携

周囲の児童

自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気をもつよう指揮する

- ・事実の説明
- ・指導

報道対応（教育委員会と連携）

事後観察・支援の継続

学校評価等で取組の分析・改善

メモ

平成 30 年度から「人権・同和教育授業公開及び学級懇談」と「性に関する指導授業公開及び学級懇談」を隔年で授業公開することになった。

令和元年度は 2 月に「性に関する指導授業公開及び学級懇談」を記載

令和 2 年度は 1 月に「人権・同和教育授業公開及び学級懇談」を記載

令和 3 年度は「性に関する指導授業公開及び学級懇談」

令和 4 年度は「人権・同和教育授業公開及び学級懇談」

令和 5 年度は「性に関する指導授業公開及び学級懇談」

令和 6 年度は「人権・同和教育授業公開及び学級懇談」